

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和4年6月27日（月）午後1時30分から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

1 家裁委員会委員（五十音順、敬称略）

尾野大樹、栗生好人、櫻井朋子、島村みどり、谷奈々、谷口知美、谷口園恵
（委員長）、田野陽子、田端浩二、塚田奈保、戸村祥子、山野雅哉

2 説明者

柏原成光

3 事務担当者

中島英子、桑田芳男、坂本教雄、生駒高伸、関本利一、須栗克史、半野勇樹、
武内寛之、田中ゆかり、中野一孝、奥野由紀子

第4 議事

1 開会

2 新任委員紹介

3 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として塚田奈保委員が指名された。

4 前回の議事概要等

裁判所から、前回の家裁委員会テーマ「少年事件における教育的措置について～SNS関連の非行を中心に～」に関する報告を行った。

5 テーマ「成年後見制度について」

意見交換に先立ち、柏原成光主任書記官から、以下の説明を行った。

(1) 成年後見制度の手続

ビデオ視聴（最高裁判所ホームページでも公開）

(2) 成年後見制度をめぐる状況

最高裁判所ホームページで公開されている全国的な成年後見関係の統計数値を基に、次のような内容を中心に説明を行った。

- ・ 成年後見制度の申立件数について
- ・ 成年後見制度の申立人と本人の関係について
- ・ 成年後見制度をめぐる社会的な状況と課題について
- ・ 成年後見制度利用促進基本計画について
- ・ 和歌山家裁の利用しやすさを目的とした取組について
- ・ 裁判所が行っている制度促進を目的とした広報について

6 意見交換の要旨

別紙のとおり

7 次回開催テーマ

裁判所における採用広報について

8 次回開催期日

未定（地裁委員会と合同開催予定）

9 閉会

(別紙)

意見交換の要旨

○：外部委員、●：裁判所委員又は説明者

1 説明全般についての質問・所感

- 制度を利用しようと考えている方については、いったん後見制度を利用すると、途中でやめますと言うわけにはいかず、非常にハードルが高い気がした。利用することについて、二の足を踏む部分があるのかなと感じた。
- 金融機関として、お客様に成年後見制度を利用してくださいと推奨はしているものの、「費用がどれくらいかかるのか。」、「時間がどれくらいかかるのか。」等の事情が分からないため、正確な情報を窓口で提供できず、最終的には家庭裁判所で尋ねてくださいと対応することになり、お客様のニーズに対応できていないことにジレンマを感じている。成年後見制度は、今後まだまだ広がっていくものと考えているが、社会全体に制度に関する知識が広がればよいと思う。金融機関によって対応が違っていたりするところもあるので、社会全体が足並みをそろえて取り組んでいかなければならないと思う。
- 参与員として成年後見事件の申立人から申立ての理由等の聴き取りを行っている。申立てに至る事情としては、施設に入ることになって、施設の職員から申立てをするように言われたというのが、一番多いと思う。私の周囲の人たちは、成年後見制度があると名前は知っていても、身近な問題として興味を持っていない様子であり、知識もそれほどないと思う。友人で、奥さんがご主人の後見人になっている方がおられるが、後見人として選任される前は、ご主人の預貯金から自由にお金を使っていたのが、こういう理由で使いましたと裁判所に報告しないといけないの

が、すごく不自由であるとぼやいていた。制度の周知をする際には、不自由な面もありますが守られますよとか、メリットの部分をしっかりと周知する必要があると思う。

- 先ほどビデオを見せていただいて、申立人になるのも、後見人になるのもハードルが高いという感じがした。裁判所のポータルサイトで申立時に提出する書類というのを見たが、実際に提出するとなると、戸籍関係、不動産関係書類等も入れると膨大な資料になり、自分でする人もいると思うが、多くの人は専門家に頼むことになるだろうなと感じた。また、資産運用、生前贈与等の相続税対策ができなくなり、不動産の買い替えとか、賃貸アパートの建築などもできなくなる。しかも、成年後見人への報酬が、本人の財産から支払われることになるため、本人の相続予定者らが、本人の財産の減少について、意見することがあるかもしれない。専門家が入っていない場合は、更に不信感を招くケースも想定される。

- 制度説明の中で、留意点のところは、少しデメリットの方が強い印象を受けるのではないか。福祉に関わっている方たちが、制度利用が必要だと感じて、メリットよりもデメリット部分が気になり、本人等に制度利用を勧めにくくなってしまうこともあるのではないかと思う。

しかし、デメリット部分の説明が不十分であると、制度を利用した後から、こんなはずじゃなかったというような話になると大変なことになるので、その辺のバランスは非常に難しいと思う。

- 後見人ハンドブックの9ページに「財産目録を出してください。」とあるが、本人が認知症の状態、金融機関の取引情報を本人が取得できない場合、家族から請求されても、個人情報上の壁というのがあって、相続人予定者全員から委任状をもらう等の事務手続が必要となるかもしれない。家族にとっては、結構ハードルが高いのかなという気がする。

- 後見人選任に関して、もちろん財産内容は参考にするが、財産目録が十分に整理できていなくても、財産が把握できていないという事情も一つの判断材料となる。ケースによるが、財産目録を完成させないと申立てができないということにはならない。

2 制度を利用しようと考えている人向けの申立支援の取組について

- 制度利用を必要とする人に制度利用を考えてもらうために、裁判所も各種取組をされているが、金融機関としては、お客様に対し、成年後見制度がありますので気軽に相談してくださいといった声掛け等はできると思う。成年後見制度に関する勉強会を行うなど、裁判所からの制度周知が充実すると、金融機関、医療機関、福祉関係は、利用者に近いことから、そこから二次的に制度周知ができるようになるのかなと思う。ところで、申立てをして後見等が開始するまで期間的には大体どれくらいかかるのか。
- 本人に事情を聴くか、親族に照会するか、鑑定するか等によって違ってくる。後見状態であることが明らかであり、どんどん進めていくようなケースもある。
- 利用しようとする方へ説明する場面では、問題のない事案は申立てから後見等の開始の審判が出るまで1か月程度と説明している。後見なのか、保佐なのか悩ましい事案や鑑定等が必要となる事案では、2か月、3か月程度となることもあると説明している。
- 問題のない事案で、申立から後見開始までの1か月の間に、申立人と裁判所との間で何度かやり取りがあるのか。
- お話をお伺いしたり、追加で資料を出していただいたりすることはある。
- どのくらい時間がかかるとか、どのようなケースでは長期間になるのか等、制度の手続的なことがもっと分かれば、利用者に勧めやすくなる

と思う。

- ハンドブックを見せていただいたが、分かりやすいとは感じなかった。例えば、実際に利用されている人の話、ご家族の話、実際に後見人になっている人、専門家の方の具体的なエピソード、メリットもデメリットも入れたような話、体験談とか、具体例等を交えるとより身近な制度として感じてもらえるのではないかと思った。

3 必要とする人に制度利用を考えてもらうための取組について

- 申立権があるのが、本人、配偶者、4親等内の親族であるため、本当に独り身の方だったら、市町村申立てになると思う。ただ、遠方に縁者がいるが、ほぼ絶縁状態で交流がないという場合には、市町村申立てをしてくれないのが現状である。専門職ではあるが、支援者に過ぎない立場では申立権がない。本人の代理人として申し立てることもできなくはないと思うが、後見相当の方は、委任能力自体がどうなのかという問題等がある。成年後見制度を利用するのが相当な方であるのに、制度のはざまによってなかなかできない方がいる。市町村長の方で申立てをバックアップしてもらうことも重要であると考えている。